

(三項又は第六項の税率とする。)

(未納税引取り等に係る経過措置)

第一百五十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十八年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することになった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十一条第三項の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍事組織の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

(手持品課税)

第一百五十六条 平成十八年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合には、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百二十六円
二 たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ 千本につき二百一円

前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十八年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第一条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第号）附則第九条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税關長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を

含む。）

- 二 前号に該当する場合を除き、製造たばこの製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合
たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

- 9 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

- 第一百五十七条 第十三条の規定の施行前にした行為及び附則第一百五十三条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

- 第一百五十八条 別段の定めがあるものを除くほか、第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下附則第一百六十一条までにおいて「旧所得税等負担軽減措置法」という。）第二条第一号に規定する居住者又は同条第二号に規定する非居住者に係る平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（居住者の給与等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

- 第一百五十九条 平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等について旧所得税等負担軽減措置法第十一条の規定により読み替えられた所得税法第四編第二章第一節の規定及び旧所得税等負担軽減措置法別表第一から別表第三までを適用する場合における当該給与等については、なお従前の例による。

（居住者の公的年金等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）

第一百六十条 平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき旧所得税等負担軽減措置法

第二条第八号に規定する特定公的年金等について旧所得税等負担軽減措置法第十四条の規定を適用する場合における当該特定公的年金等については、なお従前の例による。

(法人税率の特例に関する経過措置)

第一百六十二条 旧所得税等負担軽減措置法第十六条の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)の平成十九年一月一日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結親法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。)については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一一部改正)

第一百六十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一一部を次のように改正する。

(過少申告加算税等の特例)

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品を除く。以下この条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)」が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。)とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項(引取りに係る課税物品についての申告等の特例)」の規定による課税標準及び税額の申告書(第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。)が提出された場合」と、「第三十五条第二項(期限後申告等による納付)」とあるのは「第三十五条第二項(修正申告等による納付)」又は同法第六条第四項(引取り前における修正申告等の特例)若しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取りに係る納付)」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額

(過少申告加算税等の特例)

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品(特例申告に係る課税物品を除く。以下この条において同じ。)に係る内国消費税に対する国税通則法第六十五条(過少申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)」が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書の規定の適用があるときを含む。)とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第一項(引取りに係る課税物品についての申告等の特例)」の規定による課税標準及び税額の申告書(第三項及び次条第一項において「当初申告書」という。)が提出された場合」と、「第三十五条第二項(期限後申告等による納付)」とあるのは「第三十五条第二項(修正申告等による納付)」又は同法第六条第四項(引取り前における修正申告等の特例)若しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取りに係る納付)」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額

「初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第一号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書（次条第一項ただし書又は第六項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。）」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」とする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条（無申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税に対する国税通則法第六十八条（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書又は同条第五項若しくは第六項の規定」とあるのは「同項ただし書又は同条第五項の規定」と、「法定申告書の提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当する」とととなつたとき」とする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第一百六十三条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次	
第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 所得税法等の特例（第三条—第十六条）	
第三章 法人税法等の特例（第十七条—第二十八条）	
第四章 相続税法等の特例（第二十九条—第三十一条）	
第五章 地価税法の特例（第三十二条—第三十六条）	
第六章 登録免許税法等の特例（第三十七条・第三十八条）	
第七章 消費税法の特例（第三十九条・第四十条）	

目次	
第一章 同上	
第二章 所得税法等の特例（第三条—第十六条の二）	
第三章 同上	
第四章 同上	
第五章 同上	
第六章 同上	
第七章 同上	

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条（無申告加算税）の規定の適用については、同条第一項中「申告」更正又は「決定」とあるのは「決定又は更正」と、「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、「修正申告書の提出又は更正」とあるのは「第二十五条」と、「修正申告書の提出又は更正」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る消費税に対する国税通則法第六十八条（重加算税）の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書又は同条第三項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当する」とととなつたとき」とする。

第八章 印紙税法の特例（第四十一条）

第九章 災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の特例（第四十二条）

第十章 関税法等の特例（第四十三条—第四十六条）

附則

第八章 同上

第九章 同上

第十章 同上

附則

（租税特別措置法の特例と定率による税額控除の特例との調整）

第十六条の二 第十二条から第十四条まで又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下この条において「所得税等負担軽減措置法」という。）第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定」とする。

2 前条の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二条の規定の適用については、同条第二項中「規定を」とあるのは「規定（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。）を」と、「同条第二号」とあるのは「所得税法第一百九十条第二号」とする。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十四条 前条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条から第十四条まで又は第十六条の規定の適用を受ける個人の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百六十五条 法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

（特別修繕引当金に関する経過措置）

附則

（特別修繕引当金に関する経過措置）

附則

第七条 経過措置対象資産（施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において特別修繕引当金勘定が設けられている資産（以下この項において「特定資産」という。）及び適格組織再編成（適格合併、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第二号）第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「平成十八年新法」という。）第二条第十二号の十一に規定する適格分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により被合併法人等（被合併法人、平成十八年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）から移転を受けた資産で当該被合併法人等において当該適格組織再編成の直前に特定資産に該当していたものをいう。以下この条において同じ。）に係る特別修繕引当金勘定の金額（旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第九条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの並びに平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る分割法人等（平成十八年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。）において当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既に旧法人税法第五十六条第二項、法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号。以下この項において「平成十三年改正法」という。）第十二条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第二項、平成十三年改正法第十二条の規定による改正前の附則第七条第二項、平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第四項及び第五項並びに次項の規定により取り崩すべきこととなるものを除く。以下この条において同じ。）を有する法人は、当該経過措置対象資産について旧法人税法第五十六条第一項に規定する特別の修繕が完了した場合、当該経過措置対象資産を有しないこととなつた場合（適格組織再編成により合併法人等（合併法人、分割承継法人、平成十三年新法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう、当該経過措置対象資産を有しないこととなつた場合（適格組織再編成により合

第七条 経過措置対象資産（施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において特別修繕引当金勘定が設けられている資産（以下この項において「特定資産」という。）及び適格現物出資又は同条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）から移転を受けた資産で当該被合併法人等において当該適格組織再編成の直前に特定資産に該当していたものをいう。以下この条において同じ。）に係る特別修繕引当金勘定の金額（旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第九条の規定による改正前の附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの並びに平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第一項及び法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る分割法人等（平成十三年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。）において当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既に旧法人税法第五十六条第二項、法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号。以下この項において「平成十三年改正法」という。）第十二条の規定による改正前の附則第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法人税法第五十六条第二項、平成十三年改正法第十二条の規定による改正前の附則第七条第二項、平成十四年改正法第九条の規定による改正前の附則第七条第四項及び第五項並びに次項の規定により取り崩すべきこととなるものを除く。以下この条において同じ。）を有する法人は、当該経過措置対象資産について旧法人税法第五十六条第一項に規定する特別の修繕が完了した場合、当該経過措置対象資産を有しないこととなつた場合（適格組織再編成により合併法人等（合併法人、分割承継法人、平成十三年新法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう、当該経過措置対象資産を有しないこととなつた場合（適格組織再編成により合

併法人等（合併法人、分割承継法人、平成十八年新法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。第六項及び第七項において同じ。）に当該経過措置対象資産を移転する場合を除く。）その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

214 省 略

5 第一項及び第二項（第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により取り崩すべきこととなつた特別修繕引当金勘定の金額は、それぞれその取り崩すべきこととなつた日（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割（平成十八年新法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。）に該当しない分割型分割（同条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）により経過措置対象資産を合併法人又は分割承継法人に移転することに伴って当該特別修繕引当金勘定の金額を取り崩す場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6~8 省 略

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第一百六十六条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十一条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百八十八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 省 略

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第十二条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ

。第六項及び第七項において同じ。）に当該経過措置対象資産を移転する場合を除く。）その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

214 同 上

5 第一項及び第二項（第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により取り崩すべきこととなつた特別修繕引当金勘定の金額は、それぞれその取り崩すべきこととなつた日（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割（平成十三年新法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。）に該当しない分割型分割（同条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）により経過措置対象資産を合併法人又は分割承継法人に移転することに伴って当該特別修繕引当金勘定の金額を取り崩す場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6~8 同 上

（課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付）

第十一条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があつたものとする。

3 同 上

（戻入れの場合のたばこ特別税の控除等）

第十二条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ

特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百八十八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付が附したものとする。

3 省略

(申告及び納付等)

第十二条 省略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の百八十八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の六十七に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百三十三に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の百八十八に相当する金額及び千分の八百十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の百八十八」とあるのは「千分の九十四」と、「千分の八百十二」とあるのは「千分の九百六」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百八十八」とあるのは「千分の六十七」と、「千分の八百十二」とあるのは「千分の九百三十三」とする。

特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の二百八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の七百九十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付が附したものとする。

3 同上

(申告及び納付等)

第十二条 同上

2 同上

一 製造たばこ（次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。） 千分の二百八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の百四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百九十六に相当する税額のたばこ税

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の七十七に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百一十三に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定によりたばこ特別税及びたばこ税に係る延滞税を納付すべき場合においては、未納に係るたばこ特別税額及びたばこ税額の合算額について同法の規定による延滞税の額の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ同法の規定により納付すべきたばこ特別税に係る延滞税の額及びたばこ税に係る延滞税の額とする。

2 たばこ税法第十一條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る前項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の百四」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の八百九十六」とする。

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の二百八」とあるのは「千分の七十七」と、「千分の七百九十二」とあるのは「千分の九百一十三」とする。

4 省 略

(還付及び充当)

第十六条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付があったときは、その還付に係る金額の千分の百八十八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の八百十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があったものとし、前項の規定による充当があったときは、その充当に係る金額の千分の百八十八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の八百十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 省 略

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の百八十八に相当する金額及び千分の八百十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 省 略

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
（登録免許税の特例に関する経過措置）

第一百六十七条 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）の一部を次のように改正する。

附 則

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第一百二十四条 省 略

2 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号九イに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に同項の規定により所有権の移転の登記を受ける場合における同条第二項の規定の適用については、同条中「千分の一」とあり、及び「千分の五」であるのは、「

4 同 上

(還付及び充当)

第十六条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の千分の二百八に相当するたばこ特別税の過誤納金及び千分の七百九十二に相当するたばこ税の過誤納金の還付があつたものとし、前項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の千分の二百八に相当する未納のたばこ特別税及び千分の七百九十二に相当する未納のたばこ税に対する充当があつたものとする。

4 同 上

(還付加算金)

第十七条 国税通則法の規定により還付加算金を、第十一条第一項及びたばこ税法第十六条の規定によるたばこ特別税及びたばこ税の還付に係る金額又はたばこ特別税及びたばこ税の過誤納額に加算すべき場合においては、これらの還付に係る金額の合算額又は過誤納額の合算額についてこれらの規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の千分の二百八に相当する金額及び千分の七百九十二に相当する金額を、それぞれ国税通則法の規定により加算すべきたばこ特別税に係る還付加算金及びたばこ税に係る還付加算金とする。

2・3 同 上

附 則

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第一百二十四条 同 上

2 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号九イに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における同条第二項の規定の適用については、同条中「千分の一」とあり、及び「千分の五」とあるのは、「

」とあるのは、「千分の二」とする。

3 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九〇)に掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に同項の規定により所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4 10 省略

「**第一百六十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)**」の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 同上

別表第一第三十五号(一)中「路線の数」を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るもの」に改め、同号(三)中「路線の数」を「特許件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るもの」に改め、同表第四十一号の前に次のように加える。

別表第一第三十五号(一)中「路線の数」を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るもの」に改め、同号(三)中「路線の数」を「特許件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るもの」に改め、同表第四十号(一)及び(二)中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「一件」に改め、同号(三)中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り、同表第四十号の前に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、十三 省略
十四 削除

附 則

(施行期日)

第一条 同上

一、十三 同上

十四 第四条中登録免許税法別表第一第四十号の改正規定 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第四十五号)附則第一条第

二号に定める日の翌日

十五～二十五 同上

千分の二」とする。

3 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九〇)に掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4 10 同上

十五～二十五 省略

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 省略

218 省略

9 附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第百三十一号ハに掲げる登録に係る同号ハの規定の適用については、同号ハ中「第四十三条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10 省略

(地方自治法の一部改正)

第一百六十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務
省略	省略

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 同上

218 同上

9 附則第一条第十二号に定める日から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に受ける新登録免許税法別表第一第四十号の五ハに掲げる登録に係る同号ハの規定の適用については、同号ハ中「第四十二条の九第一項」とあるのは、「第四十三条の六第一項」とする。

10 同上

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)
備考 同上

法 律	事 務
同上	同上

の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

省略	
省略	

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第一百七十条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国との歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 省 略

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一百二条第一項（第五号、第六号及び第八号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。

三・六 省 略

二 同 上
一 同 上

第二条 同 上

の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

同 上	
同 上	

二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第一百二条第一項（第五号、第六号及び第八号を除く。）の規定により手数料を納付するとき。

三・六 同 上

(測量法の一部改正)

第一百七十二条　測量法の一部を次のように改正する。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条　次条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 省略

2 同上

3 第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(登録免許税及び登録手数料)

第五十五条の四　第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を納めなければならない。

2 第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士に限る。）及び第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

(測量法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条の四　第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の定めるところにより登録免許税を、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を、それぞれ納めなければならない。

(測量法の一部改正による改正前の測量法)

第一百七十二条　前条の規定による改正後の測量法（以下この条において「新測量法」という。）第五十五条の四の規定は、施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者及び同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の測量法第五十五条第一項の規定により登録を受けた者及び同条第三項の規定により更新の登録を受けた者については、なお従前の例による。

2 施行日前に前条の規定による改正前の測量法第四十九条の規定に従い登録された測量士が施行日以後に新測量法第五十五条第一項の規定により登録を受ける場合における新測量法第五十五条の四の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

(測量士及び測量士補の登録)

第四十九条　第五十条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補になろうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

一 新測量法第五十五条の四第一項中「登録を受けようとする者（第四十九条の規定に従い登録された測量士を除く。）」とあるのは、「登録を受けようとする者」とする。

二 新測量法第五十五条の四第二項の規定は、適用しない。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第一百七十三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

（手数料）

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習若しくは操縦免許証更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 省略

（道路運送車両法の一部改正）

第一百七十四条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

（手数料）

第二十六条 海技試験若しくは操縦試験を受ける者、海技免許講習、海技免状更新講習若しくは操縦免許証更新講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受ける者、海技免状若しくは操縦免許証の有効期間の更新を申請する者、海技免状若しくは操縦免許証の再交付を申請する者、海技免許若しくは操縦免許について付されている限定の変更若しくは解除を申請する者、操縦免許若しくは小型船舶操縦士免許原簿に登録された事項の変更を申請する者、第二十三条第一項の承認を申請する者、承認証の再交付を申請する者又は締約国資格受有者承認原簿に登録された事項の変更を申請する者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国（指定試験機関の行う操縦試験を受ける者にあつては、指定試験機関）に納めなければならない。

2 同上

（手数料の納付）

第一百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならぬ。

（手数料の納付）

第一百一条 同上

十三 優良自動車整備事業者の認定を申請する者

十三 省 略

- 2 前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十三号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4 省 略

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一
部改正)

第一百七十五条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

(定義)

- 第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいい、その品目については、同法の規定によるものとする。ただし、原料用アルコールは、この法律（第八十六条の五を除く。）の適用については、政令で定めるところにより、連続式蒸留しようちゅう又は単式蒸留しようちゅうとみなす。

2・5 省 略

(名称)

- 第六条 酒造組合は、その名称中に、酒造組合という文字を用い、かつ、その組合員が製造し又は移出する酒類の品目（みりんについては、政令で定める種別。第八十六条の五を除き、以下同じ。）を明らかにしなければならない。

- 2 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、かつ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の品目を明らかにしなければならない。

- 2 前項第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十四号に掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号、第九号から第十二号まで又は第十四号の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4 同 上

(定義)

- 第二条 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいい、その種類又は品目については、同法の規定によるものとする。ただし、原料用アルコールは、この法律（第八十六条の五を除く。）の適用については、しようちゅうとみなす。

2・5 同 上

(名称)

- 第六条 酒造組合は、その名称中に、酒造組合という文字を用い、かつ、その組合員が製造し又は移出する酒類の種類（しようちゅう、みりん及び果実酒類については、政令で定める種別。第八十六条の五を除き、以下同じ。）を明らかにしなければならない。
- 2 酒販組合は、その名称中に、酒販組合という文字を用い、且つ、その組合員の業態により卸売、小売の別及び第九条第五項の規定に該当する酒販組合にあつては、その組合員が販売する酒類の種類を明らかにしなければならない。

3 省略

4 酒類業組合は、政令で定めるところにより、財務大臣の承認を受けた場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、酒造組合にあつては、酒類の品目を、酒販組合にあつては、卸売、小売の別をその名称中に明らかにすることを要しない。

(地区の重複禁止)

- 第八条 酒造組合の地区は、その組合員の製造し又は移出する酒類と同一品目の酒類の製造者を組合員とする他の酒造組合の地区と重複してはならない。
- 2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。ただし、第九条第五項の規定に該当する酒販組合の地区と他の酒販組合の地区との重複を妨げない。
- 3 省略

(組合員の資格)

第九条 省略

2 前項の定款で定める酒類の品目は、二以上であつてはならない。ただし、政令で定めるところにより財務大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

3 省略

4 前項の定款で定める業態は、卸売又は小売のいずれか一でなければならない。ただし、政令で定めるところにより財務大臣の承認を受けた場合においては、卸売及び小売とすることができます。

5 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合にあつては、その組合員を第三項の規定

により組合員たる資格を有する者のうち政令で定める品目の酒類を販売するものに限ることができる。この場合においては、当該酒販組合の組合員たる資格を有する者で当該品目の酒類のみを販売する酒類卸売業者は、他の酒販組合の組合員となることができない。

(組合の構成要件)

第十四条 酒造組合は、その組合員の総数が当該酒造組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、かつ、その組合員が前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場（酒税法第二十八条第六項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下同じ。）から移出した酒類（当該酒

4 同上

4 酒類業組合は、政令で定めるところにより、財務大臣の承認を受けた場合においては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、酒造組合にあつては、酒類の種類を、酒販組合にあつては、卸売、小売の別をその名称中に明らかにすることを要しない。

(地区の重複禁止)

- 第八条 酒造組合の地区は、その組合員の製造し又は移出する酒類と同一種類の酒類の製造者を組合員とする他の酒造組合の地区と重複してはならない。
- 2 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合の地区は、相互に重複してはならない。ただし、第九条第五項の規定に該当する酒販組合の地区と他の酒販組合の地区との重複を妨げない。
- 3 同上

(組合員の資格)

第九条 同上

2 前項の定款で定める酒類の種類は、二以上であつてはならない。但し、政令で定めるところにより財務大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。

3 同上

4 前項の定款で定める業態は、卸売又は小売のいずれか一でなければならない。但し、政令で定めるところにより財務大臣の承認を受けた場合においては、卸売及び小売とすることができます。

5 酒類卸売業者を組合員とする酒販組合にあつては、その組合員を第三項の規定

により組合員たる資格を有する者のうち政令で定める種類の酒類を販売するものに限ることができる。この場合においては、当該酒販組合の組合員たる資格を有する者で当該種類の酒類のみを販売する酒類卸売業者は、他の酒販組合の組合員となることができない。

(組合の構成要件)

第十四条 酒造組合は、その組合員の総数が当該酒造組合の組合員たる資格を有する者の総数の三分の二以上で、且つ、その組合員が前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場（酒税法第二十八条第六項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。以下同じ。）から移出した酒類（当該酒

造組合の組合員たる資格に係る品目|の酒類に限る。以下この項及び第三十八条第二項において同じ。)の数量の合計が、当該酒造組合の組合員たる資格を有する者が前年中においてその地区内にある製造場から移出した酒類の数量の合計の二分の一以上でなければ、設立することができない。

2 第九条第二項ただし書の規定の適用を受ける酒造組合について前項の規定を適用する場合には、同一品目の酒類を製造し又は移出する酒類製造業者ごとにその人数及び数量を計算する。

3 省略

4 第九条第四項ただし書の規定の適用を受ける酒販組合について前項の規定を適用する場合には、同一業態に属する酒類販売業者ごとにその人数を計算する。

(組合員名簿)

第二十九条 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

1・2 省略

三 製造、移出若しくは販売する酒類の品目又は販売業の業態

4 省略

2 省略

(連合会)

第七十九条 第九条第一項の規定により定款で定める酒類の品目を同じくする酒造組合又は同条第三項の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会(以下「連合会」と総称する。)を組織することができる。ただし、政令で定めるところにより、財務大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。

2・3 省略

(中央会)

第八十条 酒造組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒造組合で加入すべき連合会がないもののうち、同一品目の酒類に係るものは、全国をその地区とする酒造組合中央会を組織することができる。

2・4 省略

造組合の組合員たる資格に係る種類の酒類に限る。以下本項及び第三十八条第二項において同じ。)の規定により定款で定める酒類の種類を同じくする酒販組合又は同条第三項の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会(以下「連合会」と総称する。)を組織することができる。ただし、政令で定めるところにより、財務大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。

3 同上

4 第九条第四項但書の規定の適用を受ける酒販組合について前項の規定を適用する場合には、同一種類の酒類を製造し又は移出する酒類製造業者ごとにその人数及び数量を計算する。

(組合員名簿)

第二十九条 組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。

1・2 同上

三 製造、移出若しくは販売する酒類の種類又は販売業の業態

4 同上

2 同上

(連合会)

第七十九条 第九条第一項の規定により定款で定める酒類の種類を同じくする酒造組合又は同条第三項の規定により定款で定める業態を同じくする酒販組合は、それぞれ、その地区の属する都道府県の区域を地区とする酒造組合連合会又は酒販組合連合会(以下「連合会」と総称する。)を組織することができる。ただし、政令で定めるところにより、財務大臣の承認を受けたときは、特別の区域によることができる。

2・3 同上

(中央会)

第八十条 酒造組合連合会及び二以上の税務署の管轄区域をその地区とする酒造組合で加入すべき連合会がないもののうち、同一種類の酒類に係るものは、全国をその地区とする酒造組合中央会を組織することができる。

2・4 同上

(連合会及び中央会の会員の議決権)

第八十一条 省 略

2 省 略

3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九条第二項ただし書又は同条第四項ただし書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第一項に規定する酒類の品目と異なる品目の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態の酒類販売業者である組合員の数は、前二項の規定についてには、当該酒類業組合の組合員の数に算入しない。

(酒類の品目等の表示義務)

第八十六条の五 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百七十六条 前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十六条の五の規定によつて行うべき表示は、平成十八年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2 前条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(連合会及び中央会の会員の議決権)

第八十一条 同 上

2 同 上

3 連合会若しくは中央会の会員たる酒類業組合又は中央会の会員たる連合会を組織する酒類業組合が第九条第二項但書又は同条第四項但書の規定の適用を受けるものである場合には、当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第一項に規定する酒類の種類と異なる種類の酒類の酒類製造業者である組合員の数又は当該連合会若しくは中央会に係る第七十九条第一項若しくは前条第二項に規定する業態と異なる業態の酒類販売業者である組合員の数は、前二項の規定についてには、当該酒類業組合の組合員の数に算入しない。

(酒類の種類等の表示義務)

第八十六条の五 酒類製造業者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の種類その他の政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。）から引き取る酒類（酒税法第二十八条第一項、第二十八条の三第一項又は第二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。

(安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の一部改正)

第一百七十七条 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十号）の一部を次のように改正する。